

2021年12月2日

各 位

会 社 名 Y C P ホールディングス
(グローバル) リミテッド
(YCP Holdings (Global) Limited)
代 表 者 名 取締役兼グループCEO 石田 裕樹
(コード番号：9257 東証マザーズ)
問 合 せ 先 IR担当マネージャー 梶谷 徹
(TEL. 03-5772-2785)

有価証券信託受益証券（JDR）の募集に関する仮条件決定のお知らせ

2021年11月18日（シンガポール標準時間。以下の日付は、特に断らない限り日本時間を指します。）開催の当社取締役会において決議した、当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券（以下「本JDR」といいます。）の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴う本JDRの募集（以下「本募集」といいます。）につきまして、ブックビルディングの仮条件を、2021年12月2日（シンガポール標準時間）開催の当社取締役会において下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 引受人の買取引受による募集の件

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 募集に係る有価証券信託受益証券の種類及び数 | 当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券
3,925,400口 |
| (2) 仮条件 | 1口につき790円から830円 |
| (3) 仮条件の決定理由 | |

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

ご注意：

この文書は、当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券の募集に関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新有価証券信託受益証券発行届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 本募集の概要

- | | | |
|-----------------------|--|------------|
| (1) 募集に係る有価証券信託受益証券の数 | 総口数 | 4,514,200口 |
| | (買取引受による募集) | 3,925,400口 |
| | オーバーアロットメントによる募集 | 上限588,800口 |
| | (※) | |
| (2) 需要の申告期間 | 2021年12月3日(金曜日)から
2021年12月8日(水曜日)まで | |
| (3) 発行価格決定日 | 2021年12月9日(木曜日)
(発行価格は仮条件による需要状況、東京証券取引所への上場日までの価格変動リスク等を勘案した上で、発行価格決定日(2021年12月9日)に決定される予定です。) | |
| (4) 申込期間 | 2021年12月10日(金曜日)から
2021年12月15日(水曜日)まで | |
| (5) 有価証券信託受益証券受渡期間日 | 2021年12月21日(火曜日) | |

(注) 上記(1)に記載の買取引受による募集に係る本JDR口数の一部は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売される予定です。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる募集は、買取引受による募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、買取引受による募集とは別に、買取引受による募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主であるY Asset Management Limited(以下「貸株人」といいます。)から588,800株を上限として当社株式を借り入れた上で、これを信託財産とする新たな本JDRを取得し、これを募集するものです。オーバーアロットメントによる募集の有価証券信託受益証券口数は上限数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる募集そのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる募集に際し、野村証券株式会社が貸株人から借り入れた株式(以下「借入れ株式」といいます。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2021年11月18日(シンガポール標準時間)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社株式588,800株の第三者割当増資を、2021年1月18日を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、2021年12月21日から2022年1月12日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入れ株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数を上限とする本JDRの買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本JDRは、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数に至らない有価証券信託受益証券口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：

この文書は、当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券の募集に関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新有価証券信託受益証券発行届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。